スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和6年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

岐阜県　各務原市

自 治 体 名 ： 岐阜県各務原市
担 当 課 名 ： 学校教育課
電 話 番 号 ： 058-383-1118

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	87.81 ㎢
人口	144,195 人
公立中学校数	8 校
公立中学校生徒数	3,810 人
部活動数	運動部　95 部活 文化部　18 部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

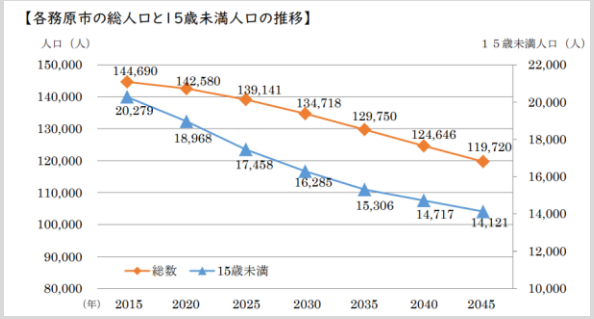
地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

総合型地域スポーツクラブの活動実績がない本市では、令和6年度から休日部活動の移行先を、保護者会が実施主体となるものとスポーツ協会の種目団体が実施主体となるものとし、その活動団体を「保護者会ジュニアクラブ」「協会ジュニアクラブ」と呼称している。

令和6年12月までに、運動部活動95部活動中53部（56%）が保護者会・協会ジュニアクラブに移行し、社会人コーチの指導で休日の活動が行われている。部活動指導員が配置されている部活動（25部）を合わせると78部（82%）の移行ができていると考える。

協会ジュニアクラブは、ホッケー、柔道、水泳、サッカー競技が移行先となり活動をしている。部活動設置校はもとより、希望すれば部活動がない学校の生徒でも参加できる体制が整っている。

保護者会ジュニアクラブは、活動時間や活動場所など部活動顧問と連携を図りながら計画を立て、社会人コーチが指導にあたっている。今後、保護者会ジュニアクラブで部員数が減少し、活動が成り立たなくなった場合においても、希望をする生徒が活動できる体制を構築していく必要がある。



出典：各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（R2.6）

市内中学校設置部活動数

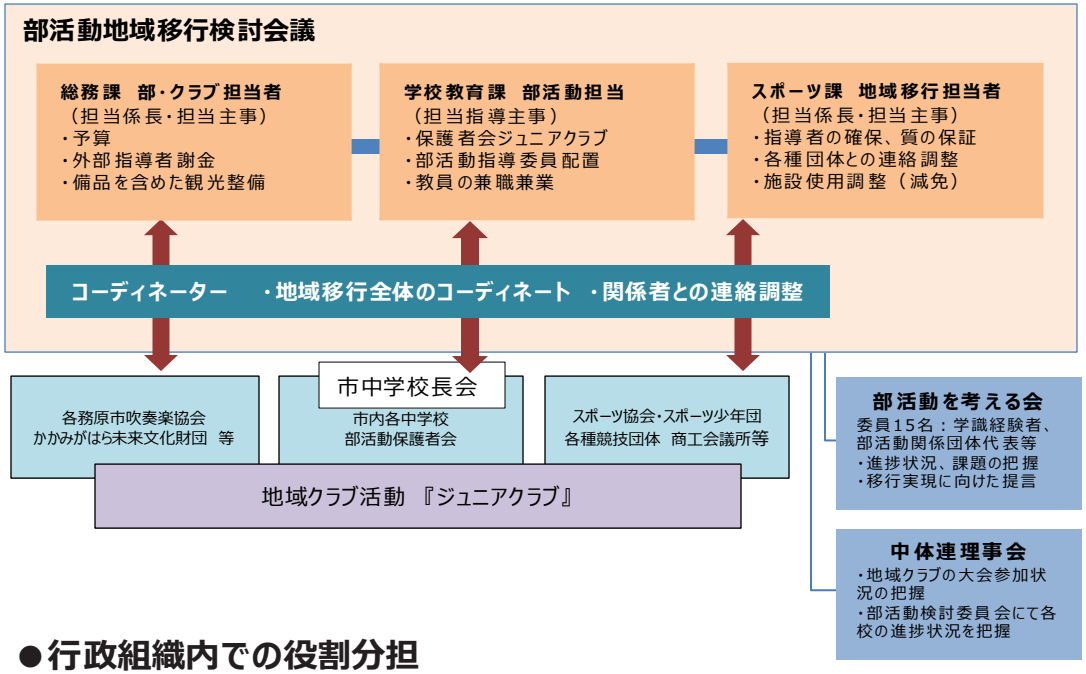
	運動部数	文化部数
那加中	13	3
桜丘中	9	2
稲羽中	10	2
川島中	8	3
鵜沼中	12	2
緑陽中	9	1
蘇原中	17	2
中央中	17	3

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（学校教育課）

・部活動地域移行コーディネーターを配置し、スポーツ課や教育総務課と連携し、学校部活動の地域移行に向けた関係機関（学校、スポーツ協会、地域）等との連絡調整や実態調査、各種協議会への参加を行い、地域移行を進める。

◉首長部局（スポーツ課、財政課）

・主にスポーツ協会を中心として、地域移行の受け皿となる団体との連絡窓口となり、指導者の資質向上や、施設使用の調整等、移行のための環境整備を進める
・財政課…予算措置

年間の事業スケジュール

令和6年4月	検討会議（各課担当者打合せ）
令和6年5月	中学校長会、中体連理事会
令和6年6月	随時：ジュニアクラブ申請受付、相談対応
令和6年7月	部活動を考える会
令和6年8月	各種目スポーツ協会に対するジュニアクラブ移行確認
令和6年9月	検討会議、中学校長会
令和6年10月	協会ジュニアクラブ申請への対応
令和6年11月	部活動検討委員会
令和6年12月	検討会議（施設使用条件等）
令和7年1月	入学者説明会（地域移行説明）
令和7年2月	市スポーツ協会（部活移行勉強会） 部活動を考える会
令和7年3月	検討委員会（次年度に向けて）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

ジュニアクラブの活動実績

①全体に関すること

中学校数（部活動数）	8校　（95部活動）	移行した地域クラブ総数	47クラブ（55部活）
ジュニアクラブ数	A：保護者会ジュニアクラブ		43クラブ（43部活）
	B：スポーツ協会ジュニアクラブ（加入した部活動数）		4クラブ（12部活）
部活動指導員	C：部活動指導員配置部数		25部活
ジュニアクラブ参加生徒数	1,021人	指導者数（うち資格保有者）	124人　（56人）

②協会ジュニアクラブ

協会名	参加部活動数	活動日	参加者	指導者数（有資格）	活動場所	備考 活動開始月
ホッケー	4	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	37	19　（7）	ホッケースタジアム	R6.4
柔道	2	週1日　土日2日のうち1日	7	3　（3）	稲羽中学校武道場	R6.4
水泳	2	週1日　土日2日のうち1日	43	5　（1）	ｺﾊﾟﾝﾌﾟｰﾙ	R6.4
サッカー	5	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	53	15　（9）	中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	R6.11発足　市内を3地域に分けてチーム編成
計	13		140	42　（20）		

※ ホッケー、柔道は市外からの参加者を含む。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

ジュニアクラブの活動実績

③各中学校のジュニアクラブ移行状況

中学校名	総部活動数	移行した部活動数	移行した部活動	移行先	活動日	参加者	指導者数（有資格）
那加	13	7	女子バレーボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	2（1）
			女子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	7	2（2）
			卓球	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	25	1
			女子ハンドボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	6	1
			陸上	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	10	1
			剣道	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	8	3（3）
			ホッケー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	9	–
桜丘	9	4	バドミントン	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	45	1
			女子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	9	3（3）
			卓球	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	6	2
			男子ハンドボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	14	2（1）
稲羽	10	7	女子バレーボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	9	2（1）
			男子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	8	2（2）
			男子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	12	2（2）
			女子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	14	2
			サッカー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	9	–
			柔道	協会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	4	–
			ホッケー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	5	–

2.実証内容と成果

スポーツ庁

ジュニアクラブの活動実績

③各中学校のジュニアクラブ移行状況

中学校名	総部活動数	移行した部活動数	移行した部活動	移行先	活動日	参加者	指導者数（有資格）
川島	8	5	野球	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	2
			女子バレーボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	1
			女子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	7	2（2）
			男子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	16	2
			サッカー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	12	–
鵜沼	8	5	野球	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	22	6
			男子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	10	3（3）
			女子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	3（3）
			男子ハンドボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	21	3（1）
			陸上	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	27	2
緑陽	9	5	男子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	10	1
			男子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	5	1（1）
			女子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	15	1
			男子ハンドボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	11	2
			陸上	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	28	1

2.実証内容と成果

スポーツ庁

ジュニアクラブの活動実績

中学校名	総部活動数	移行した部活動数	移行した部活動	移行先	活動日	参加者	指導者数（有資格）
蘇原	17	11	野球	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	2
			男子バレーボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	12	3（3）
			男子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	8	2
			女子ソフトテニス	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	3（1）
			男子ハンドボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	2（2）
			剣道	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	15	2（2）
			バトントワリング	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	13	1
			サッカー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	19	–
			柔道	協会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	3	–
			水泳	協会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	24	–
			ホッケー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	4	–
中央	17	11	男子バドミントン	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	24	3（1）
			女子バドミントン	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	25	2
			男子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	15	2（2）
			女子バスケットボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	18	4（3）
			卓球	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	22	5
			女子ハンドボール	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	19	1
			陸上	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	23	1
			剣道	保護者会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	16	2（1）
			サッカー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	13	–
			水泳	協会ジュニアクラブ	週1日　土日2日のうち1日	19	–
			ホッケー	協会ジュニアクラブ	休日1日（土日2日のうち1日） 平日3日　17時～19時	11	–

2.実証内容と成果

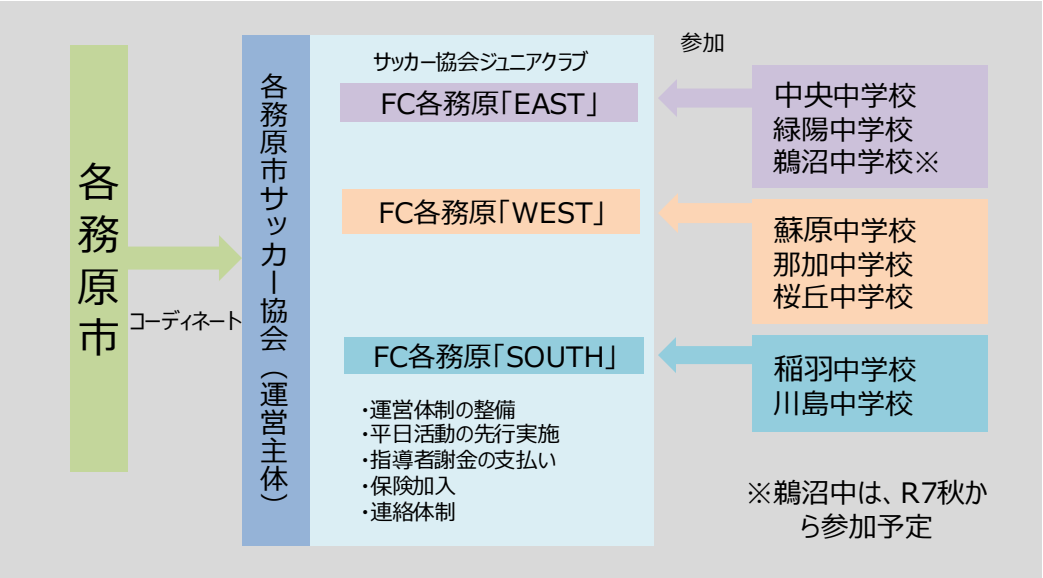
スポーツ庁

主な取組例　（サッカー協会ジュニアクラブ）

●サッカー協会ジュニアクラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	サッカー
運営団体名	各務原市サッカー協会
活動日数	〈11月から活動開始〉 平日3日、休日1日を基本
指導者の主な属性	社会人7名、教員8名
活動場所	部活動が設置されている学校
主な移動手段	校区外からは保護者の送迎
1人あたりの参加会費等（月額）	3,000円～5,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●サッカー協会ジュニアクラブ運営スタッフ

●代表・副代表　1・2名
　役割：代表はクラブを代表し、会務を整理し、役員会及び総会の議長となる

●指導者代表・保護者代表　3・3名
　役割：本クラブの事業を執行する

●事務局長　1 名
　役割：運営・連絡等事務の一切を処理する

●会計　1名
　役割：会計事務の一先を処理する

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

各務原市では、昨年度までに、休日の部活動地域移行のロードマップが整備され、地域移行先となるジュニアクラブ化が進んでいる。

令和6年度における保護者会ジュニアクラブは、整備が整った部活動から移行が進み、12月末で43クラブが活動をしている。

協会ジュニアクラブは、4月からホッケー・柔道・水泳協会が活動を始め、11月からサッカー協会が活動を始めた。

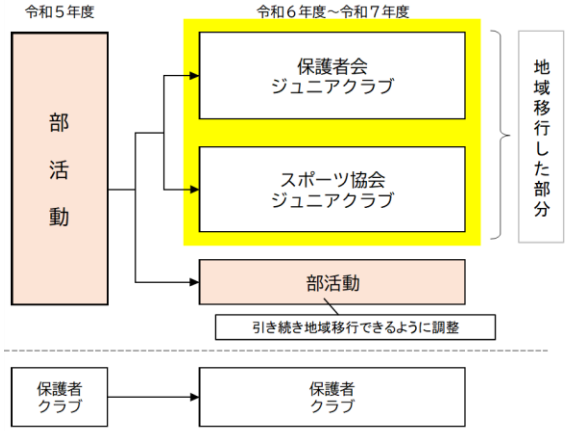
取組の成果

・保護者会ジュニアクラブが円滑に活動できるよう、社会人コーチ、部活動顧問、保護者会の連携が密に行われている。

・協会ジュニアクラブでは、協会内で指導体制を構築し、発足前に保護者説明会を実施することで、関係者の賛同のもとで活動を始めることができた。

・11月に発足したサッカー協会ジュニアクラブでは、各校サッカー部保護者に対してアンケート（意向）調査や、コーディネーターによる市中学校長会への説明、保護者説明会を実施し、運営体制やチーム編成など、関係者の賛同のもとで発足することができた。

・ホッケー・サッカー協会ジュニアクラブでは、平日の夕方からも活動を行っている。コーチ謝金などを含め、平日の地域移行のモデルとなるよう進めている。



コーディネーターの具体的な動きの実績

・今年度の保護者会ジュニアクラブの活動状況を中学校長会に示し、更に休日の活動が定着するよう理解を求めた。

・サッカー会ジュニアクラブの発足に向けて、協会内の担当者と連絡を密にとり、スポーツ課や中学校長会とのパイプ役となった。

今後の課題と対応方針

・保護者会ジュニアクラブにおいても、生徒数の減少に対応できるよう、全市的な制度・連携を構築する。

・協会ジュニアクラブの活動が軌道に乗るよう、公共施設の使用条件や学校との連携が持てるよう、関係各課や中学校長会との連携を密にする。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保①

取組事項

市スポーツ課では、スポーツ協会所属の指導者が指導者資格を取得する際の助成を行っている。この制度を利用して、新たに4名のジュニアクラブ指導者が資格を取得した。

指導者に対して、引き続き、資質向上のための研修の受講や資格取得を推奨していく。

ジュニアクラブ指導者数（有資格）

保護者会ジュニアクラブ　90（40）
協会ジュニアクラブ　42（20）
うち教員（兼職兼業）数　17（7）

種目別指導者数（有資格者）

・野球　10（0）
・バドミントン　6（1）
・バレーボール　8（5）
・バスケットボール　20（17）
・ソフトテニス　15（6）
・卓球　8（0）
・ハンドボール　11（4）
・陸上　6（0）
・剣道　7（6）
・バトントワリング　1（0）
・ホッケー　19（7）
・柔道　3（3）
・水泳　5（1）
・サッカー　15（9）

資格の種類

・種目協会認定指導員
（バスケットボール、サッカー
ハンドボール、剣道）
・日本スポーツ協会認定指導員

取組の成果

・指導者　124名を確保した。
・地域移行が進まない部活動の理由では、指導者の確保ができないことが挙げられる。今後は、企業や大学の協力を得られるよう検討していく。
・移行したジュニアクラブには、資格は有しないが、長年にわたって部活動を指導してきたコーチが継続してジュニアクラブの指導をしている場合が多い。引き続き、指導者の資格取得を取得するよう推奨していく必要がある。
・ジュニアクラブ指導者に対しては、各中学校でコーチ会が実施され、生徒指導面の配慮事項や、ハラスメントなどの禁止事項について確認がされている。

保護者会ジュニアクラブ指導者　資格保有者数

種目	クラブ数	指導者数	資格保有者数
野球	3	10	0
バドミントン	3	6	1
バレーボール	4	8	5
バスケットボール	8	20	17
ソフトテニス	8	15	6
卓球	3	8	0
ハンドボール	6	11	4
陸上	4	6	0
剣道	3	7	6
バトントワリング	1	1	0

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

○中学校校長会において、本市の取組及び今後の見通し等の説明を実施した。

○市立小中学校PTA代表、市スポーツ協会代表、学識関係者、などで構成された「部活動を考える会」を実施した。

○市スポーツ協会にて部活動の地域移行に関する勉強会にて、進捗状況を発表した。

取組の成果

○9月から毎月、中学校校長会で地域移行の進捗状況や課題、各校で取り組むことを説明した。特に、サッカー協会ジュニアクラブの発足について、サッカー協会が考えるチーム編成やこれからのビジョンについて説明し、学校の理解を得ながら移行を進めることができた。

○部活動を考える会では、文化系部活動を含め、市が抱える課題を共有し、今後の見通しについて意見交換をした。

○市スポーツ協会が開催した部活動地域移行に関する勉強会で、本市のビジョン、協会ジュニアクラブ等地域移行の進捗状況、協会ジュニアクラブ発足に向けての取組例を説明した。地域移行は学校とスポーツ協会との連携の上に成り立つことを理解していただけ、来年度につなげることができた。

○市内中学校の全ての令和7年度入学説明会に参加し、部活動の地域移行の概要と、本市におけるジュニアクラブ活動について周知する機会を得た。

部活動を考える会

○意見交換の内容

・部活動における合同チーム、経験のない顧問、顧問の意欲差などの課題
・種目協会と学校との連携の在り方
・学校単位ではなく、幼児から高齢者までを含め、市全体で考えていくことが大切

スポーツ協会　部活動地域移行勉強会

○意見交換の内容

・協会と学校（学校教育課）との連携の在り方
・施設使用条件の整備
・大会運営、教員の参加、兼職兼業
・スポーツ少年団指導者の参画
・ジュニアクラブ化に向けてヒアリングの実施

今後の課題と対応方針

○保護者会ジュニアクラブからスポーツ協会ジュニアクラブ化を進めるため、スポーツ協会と学校との協議・連携の場を設ける。

○各中学校での部員数減少に対応できるよう、学校が主導して保護者会ジュニアクラブ間の連携を図る必要がある。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

取組事項

○保護者会ジュニアクラブ、スポーツ協会ジュニアクラブにおいて、個人負担の大きな部分を占める指導者への謝礼金と、活動の場となる公共施設の使用料について支援する体制を構築した。

地域クラブに係る経費（予算）

■受益者負担

・ホッケー会場借用料（162千円）
・ジュニアクラブ保険料（生徒　464千円）

■ランニングコスト

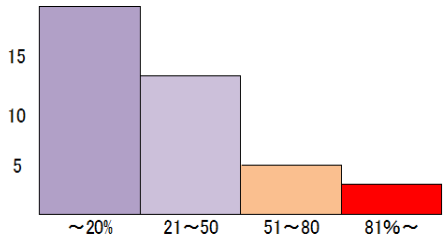
・指導者謝金（12,750千円）
・ホッケー会場借料（162千円）
・事務局人件費（3,828千円）
・関係団体協議の場飲食代等（5千円）

保護者会ジュニアクラブ指導者謝金執行状況

・指導者謝金は、ジュニアクラブ1に対して、1,000円/時間、上限210時間の予算を計上した。
・保護者会ジュニアクラブにおいて、上限210時間に対する謝金の執行状況は、下記の通りであった。

12月までの執行状況

執行率	クラブ数
20%以下	21
21～50%	14
51～80%	5
８０%以上	3
計	43



今後の課題と対応方針

・保護者会ジュニアクラブで謝金の支払いが滞っている理由として、年度途中から保護者会ジュニアクラブに移行した部活動が多い。また、活動日の社会人コーチの都合がつかず、ジュニアクラブとしての活動時間が少なかった、等が挙げられる。
・このため、持続的な運営に必要な受益者負担額の試算には至っておらず、令和7年4月からの保護者会ジュニアクラブ、スポーツ協会ジュニアクラブの活動及び部活動指導員の活動の実施状況により、受益者負担額の試算を行うことができると考える。
・コーチ謝金は、将来的に受益者で賄うことの理解を得られるようにしなければならないが、保護者への説明は不十分な状況である。次年度には、受益者負担の試算と並行して、保護者説明を行っていく必要がある。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

○ジュニアクラブは優先して学校施設利用を使用することができている。活動時間・場所は他との重複を避けるために、ジュニアクラブ指導者と部活動顧問が調整しながら決定している。

○ホッケー協会ジュニアクラブは専用スタジアムで練習し、スポーツ課から減免措置がとられている。その他のジュニアクラブが公共施設を利用する際は、他団体より優先して使用することはできないが、使用料は減免している。

取組の成果

○ジュニアクラブの活動時間や活動場所の調整はもとより、指導内容についても部活動顧問とジュニアクラブ指導者との連携が図られている。

○ホッケー協会ジュニアクラブは、安定して専用スタジアムで練習を行うことができ、競技力向上につなげることができた。

○大会等があり、部活動の補填として行われる保護者クラブがジュニアクラブと並行して実施されている部もあるが、計画段階から活動主体を明確にすることで、指導者、生徒、保護者の共通理解のもとで活動ができている。

日	曜	行事	活動時間	活動場所	活動内容	指導者	備考
19	金						
20	土		9:00 ～11:00	体育館	練習	＊	保護者クラブ
21	日		8:00 ～14:00	総合体育館	◎◎大会	＊	ジュニアクラブ
22	月						

※A中学校B部の活動計画表の記載例

今後の課題と対応方針

○本市では、19時までをジュニアクラブの活動と定義している。今後、平日の地域移行が進み、ジュニアクラブとして19時以降の活動を希望した場合のナイター使用料など、市としての施設利用に関わる約束事項を定めていく必要がある。

○平日は学校部活で活動し、休日はジュニアクラブで活動する状況がしばらく続くと考えられ、学校施設の利用調整は学校が主体となって行う必要がある。指導内容を含め、今まで以上に、顧問とジュニアクラブ指導者の連携を図る必要がある。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

令和7年度新入生　配布用リーフレット

令和７年度版

各務原市の休日学校部活動の地域移行

～生徒に軸足を置いた学校部活動改革～

各務原市教育委員会





国や県はガイドラインを出して、**令和５年度から令和７年度までの３年間を「改革推進期間」として、休日の学校の部活動を段階的に地域へ移行していく**と示しました。

各務原市では、昨年度からガイドラインにそって、**学校部活動を持続可能な形に移行していく**ことに取り組んでいます。

＜地域移行に関わるＱ＆Ａ＞

Ｑ　中学校の部活動はなくなるのですか。

Ａ　いいえ。

平日は、引き続き、学校部活動として学校の先生等が指導して活動します。

休日の学校部活動については、地域の指導者が中心となり、地域でスポーツ活動や文化活動に参加する形にしていきます。

Ｑ　新たな地域クラブ活動は、これまでの部活動（学校）と関係ないのですか。

Ａ　休日に学校部活動の代わりに保護者会が主体となるクラブ・協会の団体の運営で行われるクラブは、県のガイドラインに基づいて、部活動（学校）との関わりをもって活動します。

現在、各務原市では、ホッケー、柔道、水泳、サッカー競技が協会ジュニアクラブとして活動し、部活動がない学校からも参加できるようになりました。

Ｑ　学校の部活動でなくても大会に参加できますか。

Ａ　クラブも、全国中学校体育大会とその予選会、各協会主催の大会に参加できます。

ただし、競技によって参加のための決まりごとがあるので、所属するクラブが「中体連大会」に参加するかどうか確認しておく必要があります。

＜各務原市の方針＞

○生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導等を受けることが可能な環境を整えます。

○休日の学校部活動について、令和５～７年度の３年間で段階的な地域移行をめざします。

○週あたり２日以上の休養日（平日１日、週末１日）を設けます。

＜３年間での地域移行の目標＞

休日について、市内の部活動の８０％が地域移行する

岐阜県のガイドラインは、県のホームページ、体育健康課<中学校部活動の地域移行>等で公開されていて、見ることができます。

また、「もっと詳しく知りたい」「相談したい」という人は、下記の担当課に問い合わせしてください。

・各務原市教育委員会
　学校教育課　☎０５８－３８３－１１１８
　スポーツ課　☎０５８－３８３－１２３１

2.実証内容と成果

スポーツ庁

令和7年度新入生　配布用リーフレット

1．部活動地域移行を進める理由

休日の学校部活動の地域移行を進めるのには、大きな二つの理由があります。

①少子化による生徒数の減少の加速化



市内の生徒数の減少（グラフ１参照）
↓
部活動に参加する生徒数の減少
↓
これまでのような部活動を続けるのが困難
（休部や廃部、やりたい部活動を選べない）

②競技経験のない先生と働き方改革

競技経験のある部活動顧問は約４４％
↓
専門的・技術的な指導が難しい
↓
教員の負担感や不安
（部活動が教員の長時間勤務の要因にも）

2．各務原市の地域移行の具体

地域移行は、一律に進めるのではなく、各務原市の実態に合った形で進めています。

本市では、おもに次の①・②の形を中心に学校部活動を地域移行しています。

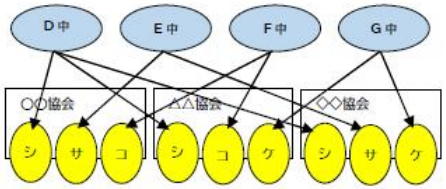
各務原市では、部活動の移行先の団体を従来の保護者クラブ等と区別し、「**ジュニアクラブ**」と呼んでいます。

①保護者会が主体となるジュニアクラブ



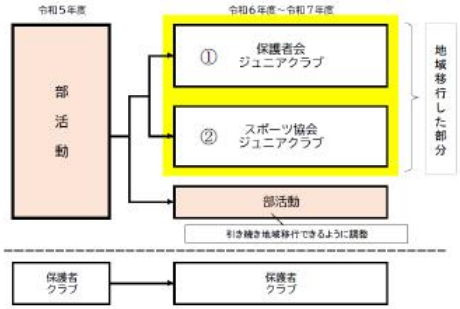
- 基本的に各学校を活動場所として、学校と連携して活動します。
- 地域の社会人指導者が指導します。クラブでの指導を強く希望する先生が、教育委員会の許可を得て指導することもあります。

②スポーツ協会各種団体等が運営するジュニアクラブ



- 中学生がそれぞれの団体の活動場所に集まって活動します。活動場所までの送迎は、原則保護者の責任で行います。
- 指導は、スポーツ協会等の指導者です。
- 各種団体のジュニアクラブへの移行は、学校単位での移行が条件です。

＜令和7年度の地域移行体制＞



各務原市では、ジュニアクラブを学校管理下と位置付け、施設の優先的な使用の配慮や市からの助成等の支援をしていきます。

3．地域移行に関わる規定

地域移行先の団体の活動については、県が定めた**『岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』**(R5.3)に、学校部活動に準じる内容で、休日や平日の活動、休養日、運営等の進め方が詳しく示されています。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

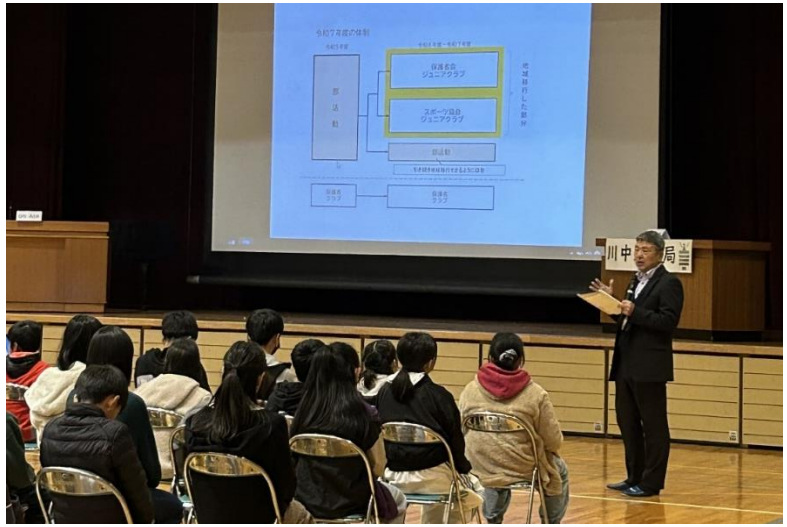
参考資料（活動写真）



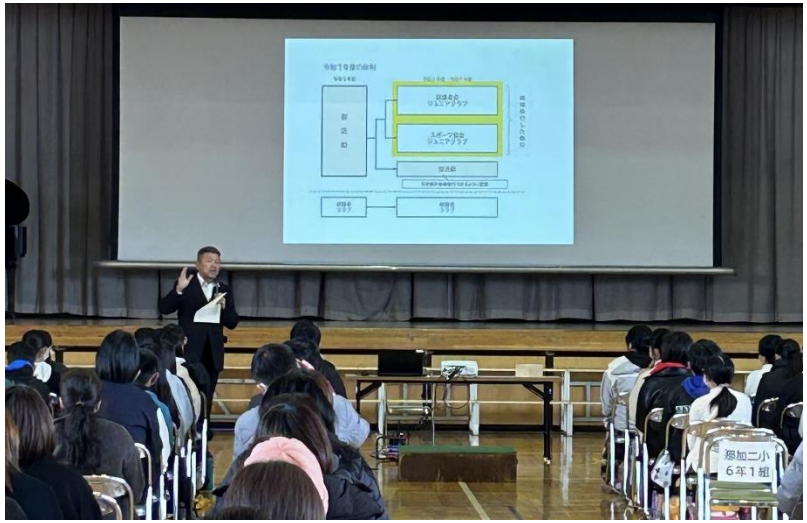
【サッカー協会ジュニアクラブ保護者説明会】



【スポーツ協会　勉強会】



【A中学校入学説明会】



【B中学校入学説明会】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

保護者会・協会ｼﾞｭﾆｱクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

地域移行先となる「保護者会ジュニアクラブ」は、社会人コーチの登録など体制が整った部活動から移行を行い、12月までに、43部活動（市内95部活動）が認定され、活動を行っている。「協会ジュニアクラブ」は、ホッケー、水泳、柔道協会ジュニアクラブが4月から活動を始め、サッカー協会ジュニアクラブが11月から活動を始めた。

4月から
保護者会ジュニアクラブ申請受付と承認 ▶ 適時スポーツ協会地域移行担当者との面談 ▶ **9月** 中学校長会で協会スポーツクラブの運営体制等を説明 ▶ サッカー協会ジュニアクラブ活動について関係課と協議 ▶ **1月** R7入学説明会にて、地域移行について説明 ▶ **2月** 中校長会で保護者会ジュニアクラブの活動実績と課題を提示

●ステークホルダー

市教委（教育総務課、スポーツ課、学校教育課、コーディネーター）
部活動保護者会、スポーツ協会地域移行担当、中学校長会

●経過（令和6年度）

4月～保護者会ジュニアクラブ申請受付、活動方法についての質問対応、
　　活動内容について説明
9月　サッカー協会ジュニアクラブ発足に向け、中学校長会、関係中学校
　　サッカー部保護者に説明
11月　バスケットボール協会会長、理事と面談。ロードマップ作製。
12月　剣道連盟地域移行担当者とジュニアクラブ発足に向けて打合せ
1月　来年度入学の生徒・保護者に地域移行について説明
2月　中学校長会に生徒数減少時の保護者会ジュニアクラブ対応を提示

●実施にあたって生じた課題

・ジュニアクラブの施設の優先利用、減免のルール作り
・社会人コーチの確保
・ジュニアクラブの運営体制、教員の参加など、学校長の理解と協力
・指導者欠席時の保護者会ジュニアクラブ活動の実施
・平日のジュニアクラブ活動に伴う受益者負担について

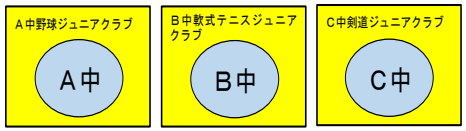
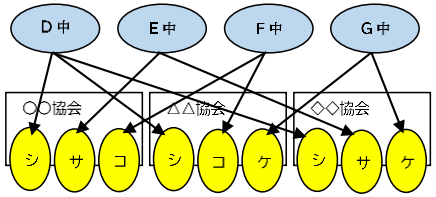
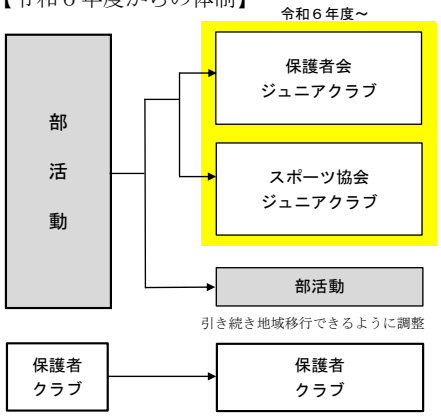
●実施内容、工夫した点 等

・生じた課題に対して必要に応じて関係課と協議し、中学校長会で経過報告を行い、中学校の理解を得ながらジュニアクラブの発足につなげた。
・サッカー協会ジュニアクラブの平日の活動は、今後の平日の地域移行の指標になる。実証事業外ではあるが、充実した運営ができるよう助言した。
・保護者説明会、設立総会等に参加し、行政の支援について説明した。

3.今後の方向性

スポーツ庁

各務原市「学校部活動の段階的な地域移行へのビジョン」

	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**	令和８年度
方向	生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導を受けることが可能な環境を整える。 休日の学校部活動について、令和５年度から７年度の３年間で段階的な地域移行をする。			
	・部活動指導員を３２名に倍増し配置する。 ・休日の活動を段階的に保護者クラブに移行する。 ・**全体の６０％を保護者クラブで行う。** ・地域移行の受け皿として実施可能なスポーツ協会の各種目団体の活動を開始する（ホッケー等）。 ・小中学生とその保護者対象の、部活動地域移行の説明の場を設ける。	・中学校が設置するすべての部活動について、保護者クラブを組織し、休日の活動が運営される。 ・市内の中学生を集めて活動する主体となる各種目団体等を拡大する。 **移行先として保護者会とスポーツ協会が部活動に代わって行うものを「ジュニアクラブ」と位置付ける。** ・クラブでの指導のため兼職兼務を希望する教員の参画の体制を整備する。	**・市内の部活動全体の８０％を地域移行する。** ・大会等への参加も活動する各種目団体等が母体となり出場する。 ・スポーツ協会のジュニアクラブに市内の中学生が学校の枠を越えて加入する体制をつくる。 ・平日の放課後、社会人指導者の指導で活動する体制をつくる。	・（将来的に）市内の中学生がスポーツ活動や文化活動の機会を選択して活動する。 ・平日の教員の勤務時間以降の活動や休日は、保護者会や各種団体等のジュニアクラブで活動する。
地域移行の具体	各務原市では、休日の学校部活動の地域移行先を「ジュニアクラブ」として、次の２つの形を中心に進める。 ①保護者会が主体となる形  ②スポーツ協会が主体となる形 	・基本的には各学校を活動場所とし、学校と連携して活動する。 ・指導は、社会人指導者があたる。 ・教職員が指導する場合は、兼職兼業申請が必要になる。 ・中学生がそれぞれの種目団体の活動場所に集まって活動する。 送迎は、原則保護者が行う。 ・指導は、スポーツ協会等の指導者があたる。 ・協会ジュニアクラブへの参加は、学校単位を原則とする。	【令和６年度からの体制】 	

※各務原市の地域移行は、『**岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**』に則って進める。
移行先のジュニアクラブはガイドラインを遵守して活動し、市は学校部活動に準じて、施設使用の配慮や助成等の支援を行う。
※生徒が個人で通っている習い事（ピアノ、ダンス、合唱等）や各種民間スポーツクラブ等はジュニアクラブに該当しない。

※ 令和6年に策定した「学校部活動の段階的な地域移行へのビジョン」により、引き続き部活動の地域移行を進めていく。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

各務原市「学校部活動の段階的な地域移行へのビジョン」

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
方向	生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導を受けることが可能な環境を整える。			・（将来的に）市内の中学生がスポーツ活動や文化活動の機会を選択して活動する。 ・平日の教員の勤務時間以降の活動や休日は、保護者会や各種団体等のジュニアクラブで活動する。
	【令和５年度】 ・部活動指導員を３２名に倍増し配置する。 ・休日の活動を段階的に保護者クラブに移行する。 ・**全体の６０％を保護者クラブで行う。** ・地域移行の受け皿として実施可能なスポーツ協会の各種目団体の活動を開始する（ホッケー等）。 ・小中学生とその保護者対象の、部活動地域移行の説明の場を設ける。	【令和６年度】 ・中学校が設置するすべての部活動について、保護者クラブを組織し、休日の活動が運営される。 ・市内の中学生を集めて活動する主体となる各種目団体等を拡大する。 ・**移行先として保護者会とスポーツ協会が部活動に代わって行うものを「ジュニアクラブ」と位置付ける。** ・クラブでの指導のため兼職兼務を希望する教員の参画の体制を整備する。	【令和７年度】 ・**市内の部活動全体の８０％を地域移行する。** ・スポーツ協会ジュニアクラブへの移行が増えるよう、学校と協会の連携を進める。 ・スポーツ協会のジュニアクラブに市内の中学生が学校の枠を越えて加入する体制をつくる。	
学校・関係団体	部活動指導員が単独で指導にあたる。大会当日、引率や役員としての役割を担う。	**市内統一で平日の部活動は１７時まで**の活動時間とする。【校長（会）の方針】	部員数減少に対応できるよう、保護者会ジュニアクラブの学校間の連携をとり、拠点校部活として活動できる体制を	
	地域クラブでの指導を強く希望する教員が、校長の了解のもと、兼職兼業届けを出して、指導に当たる。	学校施設の使用調整や協会登録等の事務を移行期間は当面顧問が担当する。	スポーツ協会が主体となるジュニアクラブ化が進むよう、種目協会と学校との協議、連携を進める。	
	スポーツ協会の各種目団体で、指導者資格の取得を働きかける。	スポーツ協会が主体となるジュニアクラブが、休日に市内の該当する部活動に所属していた中学生を集めて活動する。	指導者の資格取得を義務化する。	
市・教育委員会	スポーツ協会が主体となるクラブの立ち上げに向け、各種目団体へ意向調査し、学校・保護者の意思確認のうえ、マッチング会議で調整し、受け皿となる団体数を増やす。	移行期間に保護者会やスポーツ協会が主体となるクラブでの社会人指導者に対して、市から報酬が支払われる。 施設使用について優先的な使用や使用料の減免等の負担軽減措置をする。	文科系の部活動（吹奏楽部）等が保護者会ジュニアクラブとして活動できるよう、運営体制を整える。	
	ＰＴＡ、スポーツ協会等関係団体へ部活動地域移行の周知のため、コーディネーターが直接説明する機会をもつ。	実施可能なジュニアクラブから、平日の放課後、社会人指導者の指導で活動する体制づくりを支援する。	平日のジュニアクラブ活動について、活動方法や、謝金に対する受益者負担等、モデルケースを作成し、保護者理解のもと体制づくりを進める。	

※ 令和6年に策定したロードマップの、令和7年度「学校・関係団体」「市・教育員会」を修正した。